

第2回京都府税務共同化推進委員会次第

〔平成19年5月22日(火)
午後2時～
京都府庁秘書課会議室〕

1 開 会

2 委員会概要について

3 徴収(滞納整理)の共同化について

4 収納の共同化について

5 税業務の協力関係について

6 そ の 他

7 閉 会

第2回税務共同化推進委員会資料目次

(平成19年5月22日)

	(頁)
○ 京都府税務共同化推進委員会 (第1回) 概要	1
○ 徴収の論点	2
○ 徴収 (滞納整理) の現状と課題	3～4
○ 徴収業務比較 (府・市町村)	5～6
○ 市町村税の納期等	7
○ 府内26市町村の徴収状況等	8
○ 収納の論点	9
○ 収納業務の共同化	10
○ 収納業務の現状と共同化 (イメージ)	11
○ 収納管理の現状 (京都府)	12
○ 収納管理の現状 (市町村)	13
○ 税業務の協力関係	14～17
○ 帳票の相違例	18～24

京都府税務共同化推進委員会（第1回）概要

- 1 日 時 平成19年5月1日(火) 午後3時30分から5時20分まで
- 2 場 所 府庁1号館3階 秘書課会議室
- 3 出席者 委員等7名 事務局（総務部理事他）
- 4 審議概要 占部委員を座長に選出、税務共同化について意見交換

(1)税務共同化の意義

- 市町村の住民、府民にとって、最も合理的な税業務を再構築することが重要。
- 地方への税源委譲も踏まえ、地方税の共同化は避けて通れない流れ。
- 税業務は市町村間でバラツキがあり、共同化による法令準拠、公平公正確保が重要。
- 共同化の目的である公平公正、効率化、合理化等が重要。現状の制約や聖域なしの〇ベースからの議論必要。

(2)共同化のポイント

- 課税業務にあっては、法人税所得、従業員給与、償却資産など法人に関連するデータの一括入手、相互活用がポイント。
- 固定資産（土地・家屋）で、均衡のとれた適正な評価額の一元的な算出が課題。
- 業務統合等により生み出される補完的・大量反復的作業については、外部委託化も含め執行方法の工夫が必要。
- 現状の税務署や法務局等からの所得、所有権移転情報等課税に必要なデータの入手・入力方法が非効率・不合理なものもある。関係機関とも連携を図り、効率化・合理化等を推進するためには、受皿組織が必要。
- 収納業務については、取りまとめ業務の効率化が課題。
- 滞納整理業務にあっては、効率化・公平公正の観点から、文書催告の共同作成・共同発送、電話催告の共同センター化、滞納処分の共同チーム対応などがポイント。

(3)市町村からの意見

- 共同化は大きな意義があるが、業務は市町村の身の丈に合わせて差異がある。効果、効率化、システム開発等が具体的に数字的に見えるようにすべき。
- 共同化は是非とも進めてほしい。良い面を伸ばし、デメリットは直しながら、整理しながら進めるべき。厳しい財政状況の中で、都市部と地方の連携や足並みを揃えることが重要。

(4)審議の進め方

- 地方税法、個人情報保護等の制約があるが、当委員会では、共同化を理論的に検討し、課税から徴収、不服申立てまでの一元化を検討したい。
- 共同化の工程(①徴収、②課税)を踏まえ、本年秋口目途に全体を取りまとめる。
- 次回（5月22日）は、課税を含めた共同化のポイントを押さえつつ、共同化に着手しやすい徴収・収納について審議を進める。

徴収の論点

1 滞納繰越額の圧縮について

滞納繰越額

	平成8年度(a)	平成14年度	平成18年度(b)	b/a
京都府	205億円	101億円	62億円	30.2%
市町村	112億円	163億円	108億円	96.4%

(京都市を除く)

(京都府)

「平成8年度 京都府税務運営方針」等により、

- ・ 徴収体制の整備（特別滞納整理班、整理課、特別機動室等）
- ・ 組織的業務執行の徹底（税込確保対策推進会議、業務執行計画等）
- ・ 早期着手、早期滞納整理の徹底、大口困難案件取組強化等

(市町村)

- ・ 個別市町村の人手不足
- ・ 人事ローテーションの中での専門職員の不足
- ・ 税目の特殊性（固定資産税は実際の担税力にかかわらず継続課税）

2 共同化に相応しい徴収業務について

督促から強制徴収までの個別業務内容はほぼ同一

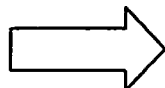
3 現状における府と市町村の徴収業務の相違点について

- (1) 納期の違い等による業務フローの違い
- (2) 催告、強制徴収の期限等のルール
- (3) 関係帳票類
- (4) 督促手数料、延滞金徴収

徴収（滞納整理）の現状と課題

1 大口滞納案件

大口滞納案件の累積



大口滞納案件の圧縮

滞納繰越額の大きなウエートを占める大口滞納案件について、従来からの整理手法にこだわらず、厳正な滞納処分を強力に進めることにより、件数の圧縮を図る。

大口滞納案件数

(平成 18 年度当初)

区 分	滞納額 100 万円以上	300 万円以上	500 万円以上	
				1,000 万円以上
府内 25 市町村	2,645	509	266	102
京 都 府	293	100	42	18

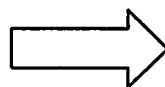
*京都市の数値は未公表

京都府の大口（300万円以上）の推移

年 度	13	14	15	16	17	18
滞納案件数	273戸	233戸	207戸	170戸	125戸	100戸

2 滞納処分

納税者に身近に接している市町村では
差押えが困難な場合がある
公売等のノウハウが十分でない



積極的な滞納処分

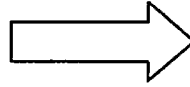
税込確保と納税秩序の維持のため、しがらみを断ち、厳正な滞納処分を実施する。

差押え・公売件数（平成 17 年度）

区 分	差押件数	公売公告件数
府内 25 市町村	(推計) 1,500	若干
京 都 市	7,700	(照会中)
京 都 府	4,200	34

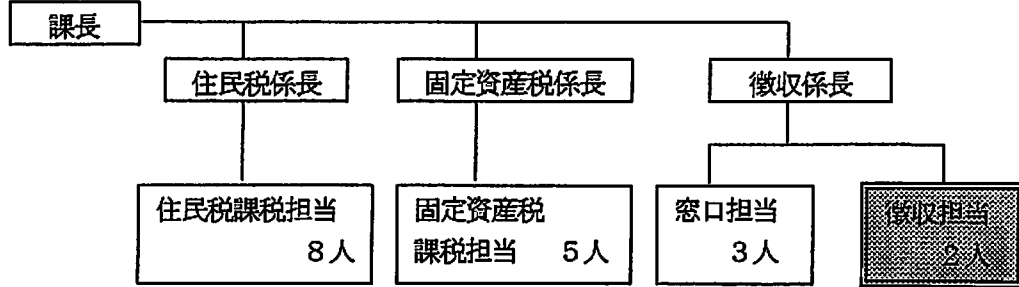
3 徴収体制

徴収担当職員が少ない
計画的な滞納整理の執行が困難
職員の専門性の向上が困難

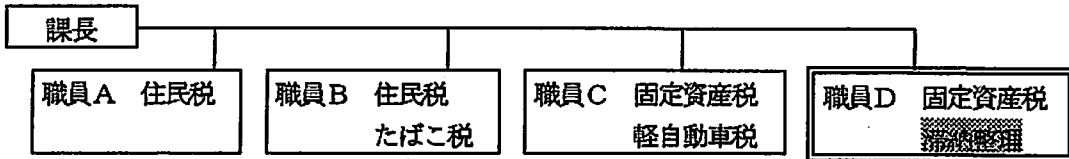


徴収体制の強化

A市 (人口5万人規模)

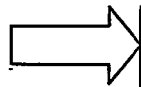


B町 (人口5千人規模)



4 徴収コスト

少額 (自動車税、軽自動車税等)、
大量 (個人住民税等は年4回納期等) の案件
煩雑、事務コストの増大

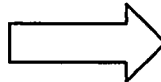


効果的、効率的な
催告

共同化により事務コストを削減する中で、納期内納税の推進を図る。

5 納付窓口

納付窓口が少ない
大量の少額滞納



納税の利便性向上

徴収業務比較(府・市町村)

(課税年度)

(翌年度)

(翌年度以後)

京都府

納期限

督促

(電算)
文書催告
文書催告
電話催告

督促後
2~3ヶ月

財産調査
差押え

督促後
半年~1年

年度末

公売

年度末

A市

納期限

督促

電話催告
文書催告(電算)①

8月 10月
督促後
2~3ヶ月

(電算)②
文書催告
一斉臨戸①
一斉臨戸②
財産調査
一斉臨戸③

12月 2月 5月
[年末] [年末] 年度末

年度末

財産調査
差押え

年度末

5

B市

納期限

督促

(電算)①
文書催告

10月
督促後
2~3ヶ月

(電算)②
文書催告
電話催告

2月 4月
[年末] 年度末

年度末

文書催告

[滞納繰越後]

年度末

財産調査
差押え

時効完成

徴収業務比較（府・市町村）

団体	督促	催 告				財産調査	差押え	公 売	滞納処分の停止等
		文 書 催 告		電話催告	臨 戸				
		電算送付	個別送付						
京都府	電算自動発付 〔納期限後〕 20～30日	9月全滞納者に送付 (自動車税)	督促後2～3月以内に 2～3回	自動車税・ 個人事業税 は督促後一 斉催告 (他は随時)	(ほとんど 実施せず)	督促後6月以内に 預貯金、不動産、 勤務先等調査	督促後6月～1年 で差押 (預金、不動産等)		
		滞納分	〔案件に応じ 随時〕	同左		広範囲に調査 (生命保険、給料、 売掛金、自動車等)	あらゆる財産差押	不動産、自動車等 (インターネット公売)	財産調査結果等 で判断 (納期限後2～3年)
A 市	同 上	督促後2月 で送付 12月全滞 納者に送付 (計年5回)	案件に応じ 逐次催告	8月に一斉 電話催告	12月、2月、 5月に一斉 臨戸	2月一斉財産調査 (預金中心)	2月～5月に差押 (預金、不動産等)		
		滞納分	〔案件に応じ 随時〕	同左		預貯金、生命保険、 不動産等	預貯金、不動産等 を中心に差押	(ほとんど なし)	高額案件は財産 調査で判断
B 市	同 上	年2回全滞 納者に送付 (10・2月)	ほとんど実 施せず	年度末に集 中催告	(ほとんど 実施せず)	(ほとんど 実施せず)	(ほとんど 実施せず)		
		滞納分	〔案件に応じ 随時〕	同左		預貯金、生命保険、 不動産等	預貯金、不動産等 を中心に差押	(ほとんど なし) (府内全体で数件)	高額案件は財産 調査で判断

市町村税の納期等について

区 分	個人住民税（普通徴収分）												固定資産税												軽自動車税			督促手数料 （円） （条例で規定）	延滞金等 （注）			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6					
京都市			○		○		○			○				○					○		○					○						
福知山市			○		○		○			○					○					○						○		100			◆1万円未満 3団体	
舞鶴市			○		○		○			○					○				○		○				○		100					
綾部市			○		○		○			○					○					○					○		100					
宇治市			○		○		○			○					○					○		○			○		300					
宮津市			○		○		○			○					○					○					○		100			◆1万円以上 10万円未満		
亀岡市			○		○		○		○						○				○						○		100			2団体		
城陽市			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50					
向日市			○		○		○			○					○					○		○			○		70					
長岡京市			○		○		○			○					○					○		○			○		70			◆10万円以上 100万円未満		
八幡市			○		○		○		○						○				○						○		50			7団体		
京田辺市				○		○		○		○					○				○		○				○		200					
京丹後市			○		○		○			○					○					○					○		100					
南丹市			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100			◆100万円以上 500万円未満		
大山崎町			○		○		○			○					○					○		○			○		100			9団体		
久御山町			○		○	○		○							○				○						○		50					
井手町			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
宇治田原町			○		○		○			○					○					○		○			○		100			◆500万円以上 1,000万円未満		
山城町			○		○		○			○					○					○		○			○		100			5団体		
木津町			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
加茂町			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
笠置町			○		○		○			○					○					○		○			○		100			◆1,000万円以上 2団体		
和束町			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
精華町			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
南山城村			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
京丹波町			○		○		○			○					○					○					○		100					
伊根町			○		○		○			○					○					○		○			○		100					
与謝野町			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100					

(注) 延滞金等欄は「延滞金、加算金及び過料」(税以外も含む)の平成17年度決算数値

府内26市町村の徴収状況等

市町村名	①① ①② ①③	①④	①⑤	①⑥	①⑦	①⑧ 徴収率			コンビニ納税	
						(現滞計)%	(現年)%	(滞繰)%		
福知山市	(百万円)	(百万円)	(百万円以上)	(内徴収)					導入	
	10,889	657		30 (4)	93.8	98.3	18.9			
舞鶴市	14,166	607		47 (17)	96.1	99.0	28.0			
綾部市	4,351	359		19 (8)	91.9	98.1	17.6			
宇治市	23,507	2,438		73 (22)	90.3	98.0	15.6			
宮津市	2,895	125	最低0件	14 (4)	95.6	99.0	15.6			
亀岡市	9,468	991	?	37 (16)	90.5	98.1	17.5			
城陽市	8,541	825	最高	34 (13)	91.6	98.7	18.2			
向日市	6,289	488	485件	21 (8)	92.7	98.6	17.4			
長岡京市	11,677	665		29 (12)	94.6	99.0	16.8			
八幡市	8,690	782	・50件未満	38 (10)	91.0	98.1	11.9	導入		
京田辺市	8,385	894	11団体	29 (8)	89.9	98.4	10.4			
京丹後市	5,288	457		17 (4)	91.8	98.6	13.8			
南丹市	3,977	191	・50件以上	12 (4)	94.7	98.1	23.0			
木津川市	7,745	523	100件未満	山城 8 (2)	10,000件未満	山城	90.4	97.8	11.9	
			8団体	木津 17 (5)		3団体	木津	93.9	98.8	11.0
				加茂 8 (1)			加茂	91.7	97.9	11.9
大山崎町	2,608	134	・100件以上	11 (3)	95.3	98.9	25.7			
久御山町	4,482	342	200件未満	14 (4)	93.1	98.3	24.8			
井手町	959	81	5団体	8 (3)	91.7	98.3	13.0			
宇治田原町	1,657	212		7 (4)	88.6	98.8	9.0			
笠置町	182	74	・200件超	4 (1)	71.6	97.9	7.8			
和束町	406	32	4団体	5 (1)	91.9	97.4	20.4			
精華町	4,936	212		16 (5)	95.7	98.9	19.6			
南山城村	346	37		4 (1)	89.5	98.4	6.2			
京丹波町	1,703	271		13 (5)	84.8	96.3	11.7			
伊根町	170	0		3 (0)	99.4	99.4	82.6			
与謝野町	1,707	122		14 (6)	92.7	97.9	18.2			
25団体合計	145,034	11,520	2,645	532 (169)	448,767	92.4	98.4	16.4		
京都市	242,059	8,423	未公表	737		96.6	98.8	33.7	導入	

収 納 の 論 点

1 住民の利便性の向上について

- 金融機関は、現状でも原則共通窓口機能を果たしている
- コンビニ納税は、現状では原則自動車税・軽自動車税のみ
- 公所窓口納付は、府と市町村で別々
 - ・ 府税→府税事務所、広域振興局税務室等
 - ・ 市町村税→市町村役場の窓口

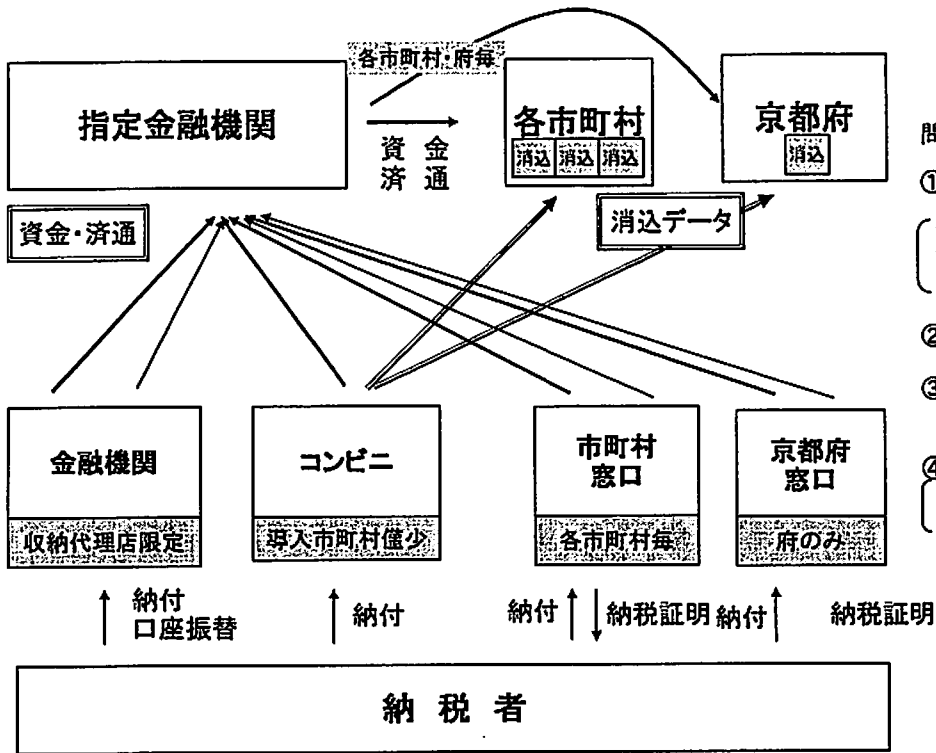
2 収納金融機関に係る業務の効率化について

- 金銭 → デジタル処理
- 納付済通知書等を活用した収納確認業務
 - 府及び各市町村ごとに別作業

収納業務の共同化

共同化の内容	現 状	課 題	備 考	
納税窓口 の 拡 大	府内すべての金融機関で全地方税の納付	市町村毎に納付できる金融機関（収納代理店）が相違	収納代理店の指定 （会計規則等改正）	店舗数 ・府 563 ・市町村 100～500
	府内すべての金融機関で全地方税の口座振替	市町村毎に口座振替できる金融機関、税目が相違	収納代理店の指定 （会計規則等改正）	口座振替件数 ・府 24 千件 ・市町村 1,277 千件 （推計）
	府・市町村・共同組織の全窓口で全地方税の納付	当該市町村窓口のみ納付可能	・全窓口に電算システム配備 ・窓口職員の権限（経理員等の任命）	窓口納付件数 ・府 84 千件 ・市町村 31 千件（推計）
納税証明 の 発 行	府・市町村・共同組織の全窓口で全地方税の証明書発行	当該市町村窓口のみ証明可能	・全窓口に電算システム配備 ・窓口職員の権限（経理員等の任命）	納税証明件数 ・府 54 千件 （自管除く） ・市町村 90 千件 （推計）
	消込業務 の 合 理 化	すべての消込を一括外部委託	・市町村は職員が消込 ・府は一括外部委託（コンビニ分除く）	・電算システム構築 ・金融機関の協力（済通の流れ等）
窓口での消込 （府・市町村・金融機関）		済通をもとに後日消込	・電算システム構築 ・金融機関の協力	

収納業務の現状(イメージ)

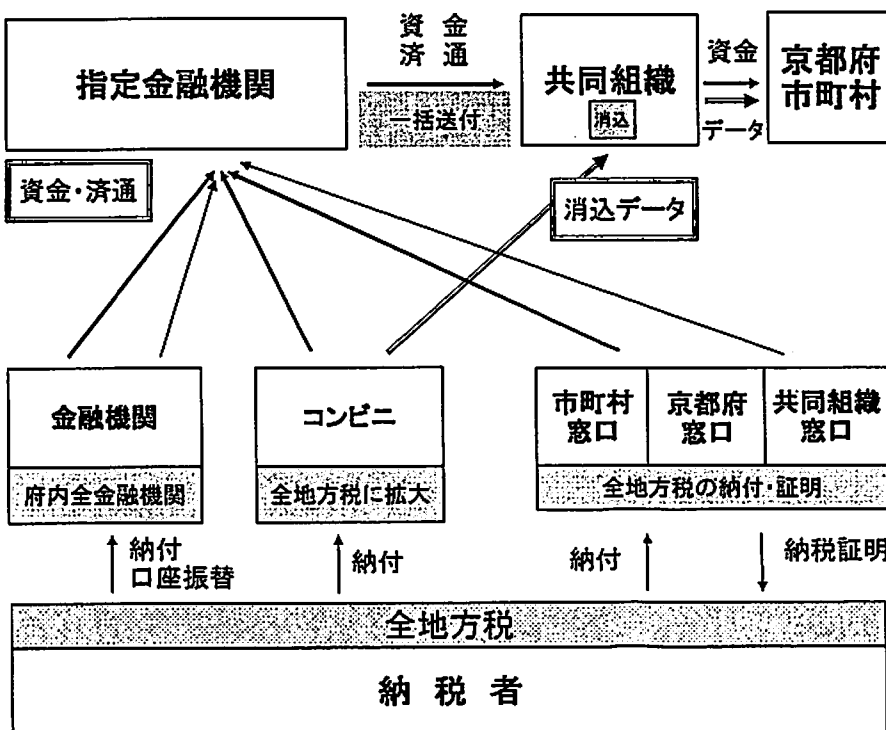


問題点

- ①納付窓口が少ない
 (金融機関限定
 コンビニ導入は僅少
 窓口は各市町村・府ごと)
- ②納税証明は各市町村・府ごと
- ③金融機関は、市町村・府ごとに
 済通、資金を分配
- ④消込コストが高い
 (職員の手作業、
 窓口消込できない)



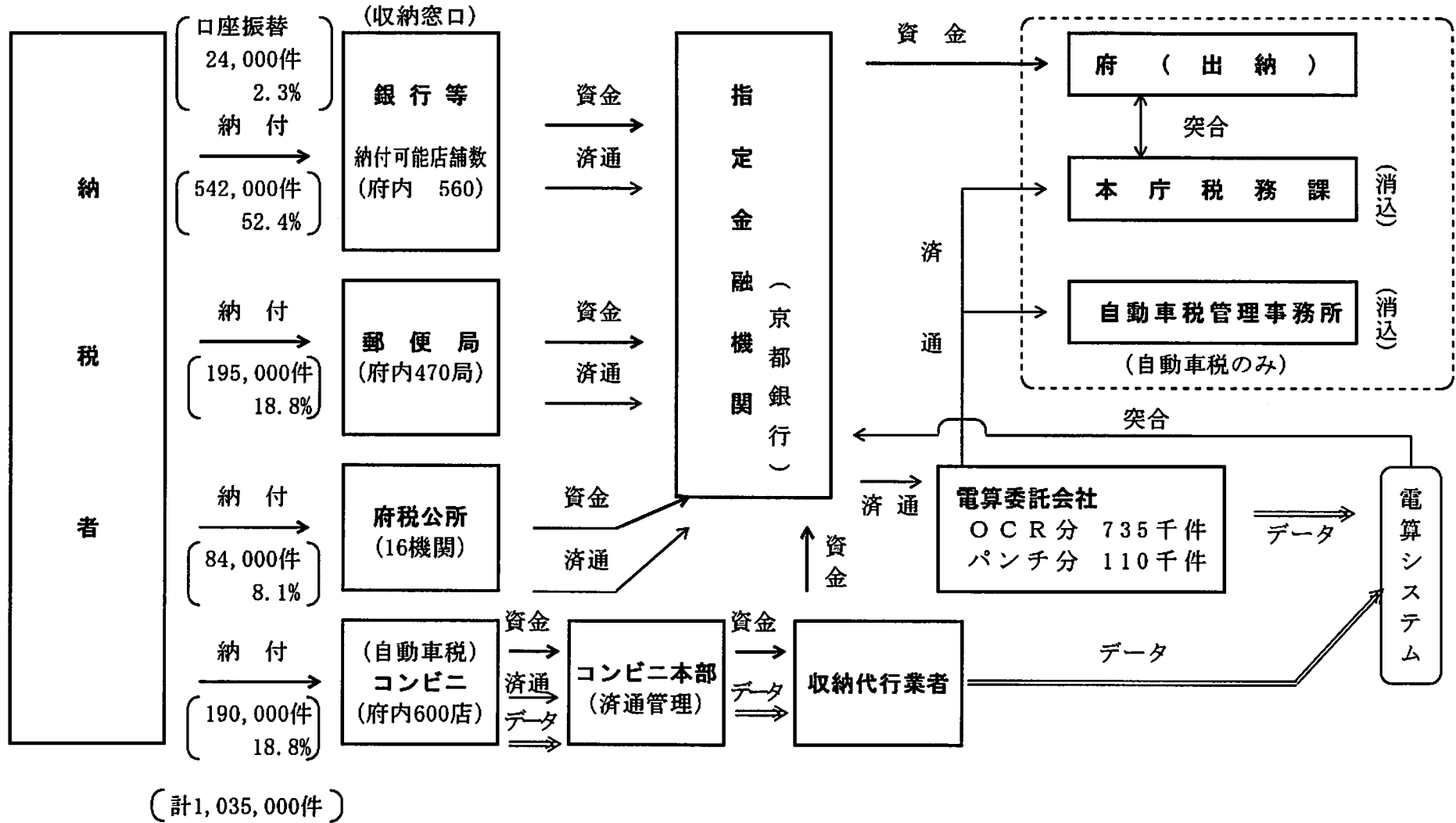
収納業務の共同化(イメージ)



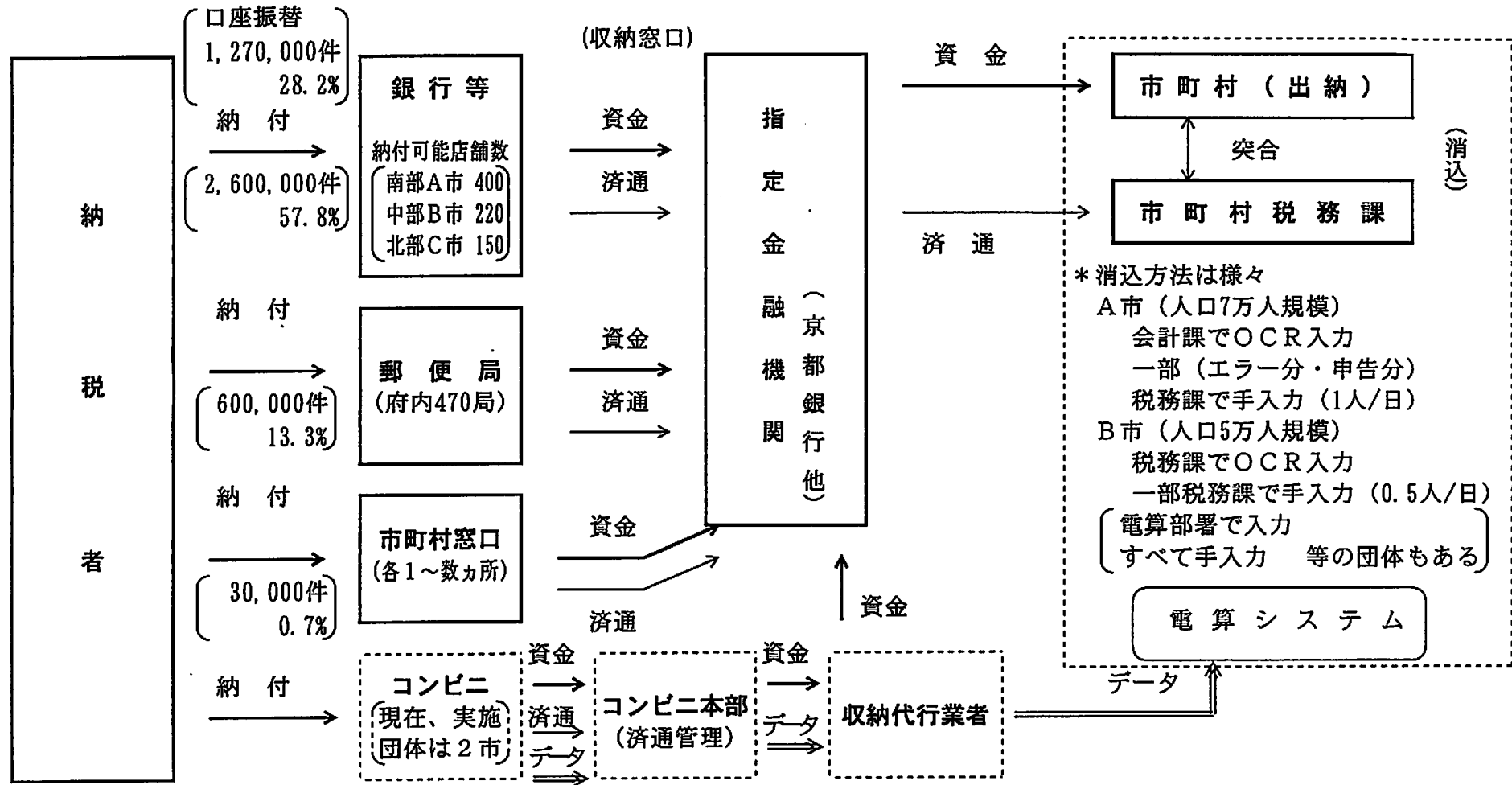
ポイント

- ①納付窓口の拡大
 (府内全金融機関
 コンビニ
 府内全窓口)
- ②府内全窓口で証明
- ③金融機関のとりまとめ業務効率化
- ④消込作業の合理化
 (職員手作業→一括委託、窓口消込)

収納管理の現状（京都府）



収納管理の現状（府内市町村）



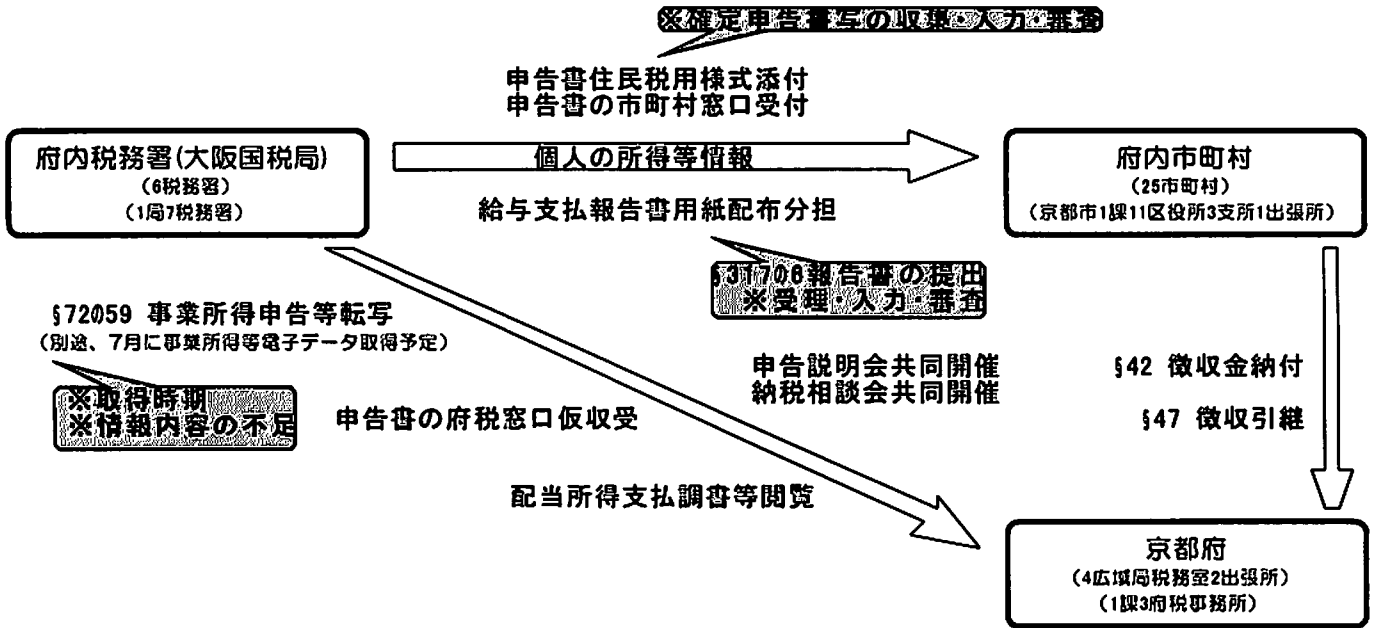
(計4,500,000件)
* 数値は推計

(注) 京都市分は除く

税業務の協力関係（フロー図）

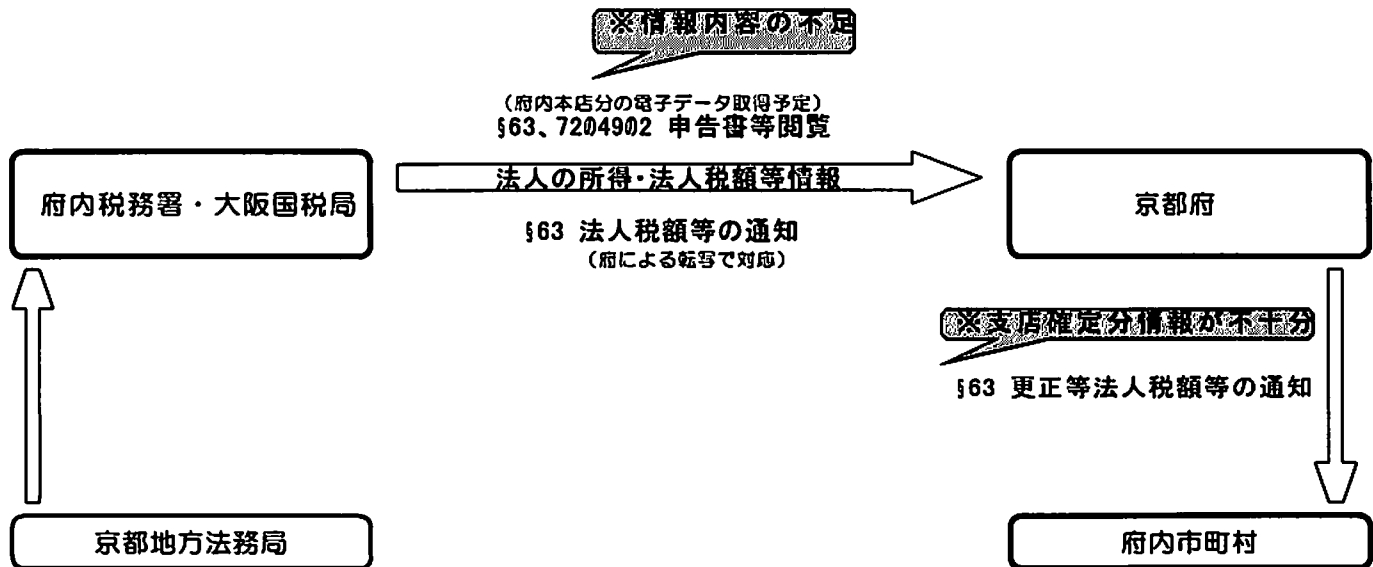
◇所得税関係（個人市町村・府民税、個人事業税）

※個人に係る所得等は、税務署(国税局)に申告、データが集積。
各市町村、府が、それぞれに必要な情報をそれぞれが税務署から入手。
(①確定申告書等の収集・入力・審査、②住民税の(特徴者から提出の)給与支払報告書等の受理・入力・審査に係る事務が大きなウェイトを占める)



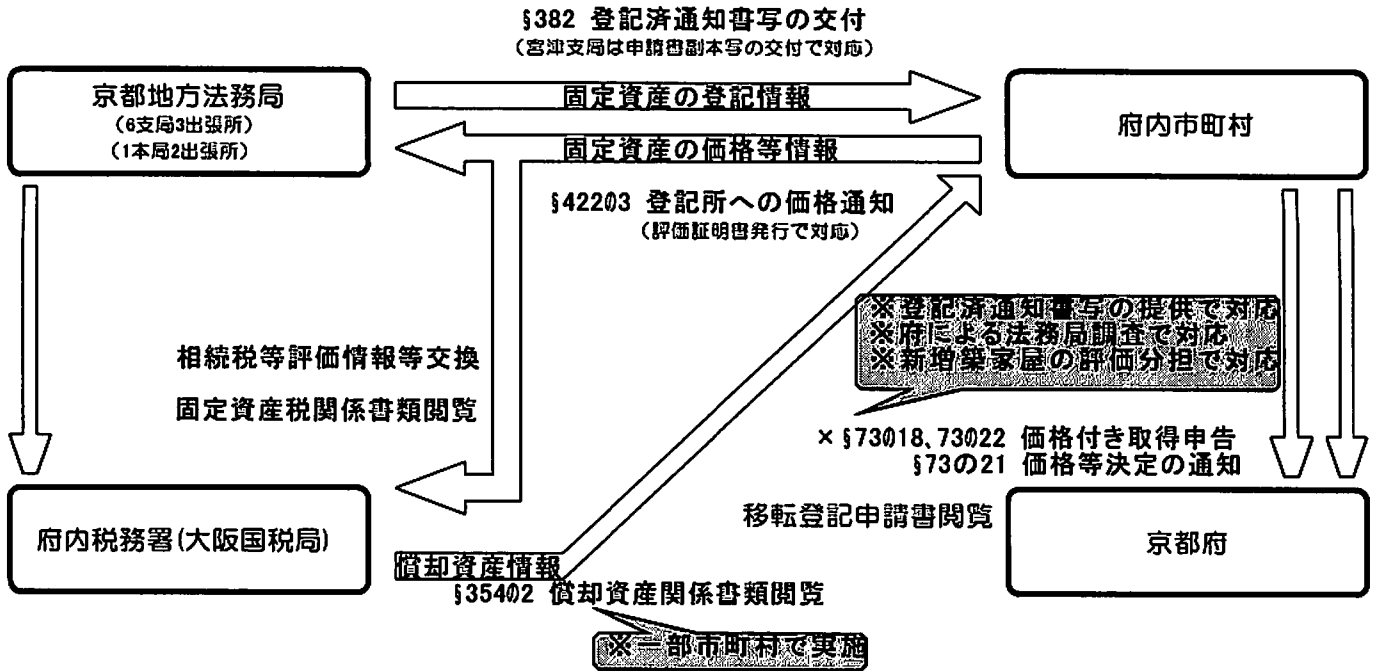
◇法人税関係（法人市民税、法人府民・事業税）

※法人に係る所得・法人税額等は、税務署・国税局に申告、データが集積。
法律で、国から府への通知、府から市町村への通知により情報を共有。
(提供される情報の内容に不足等があるため、調査等補完が必要)



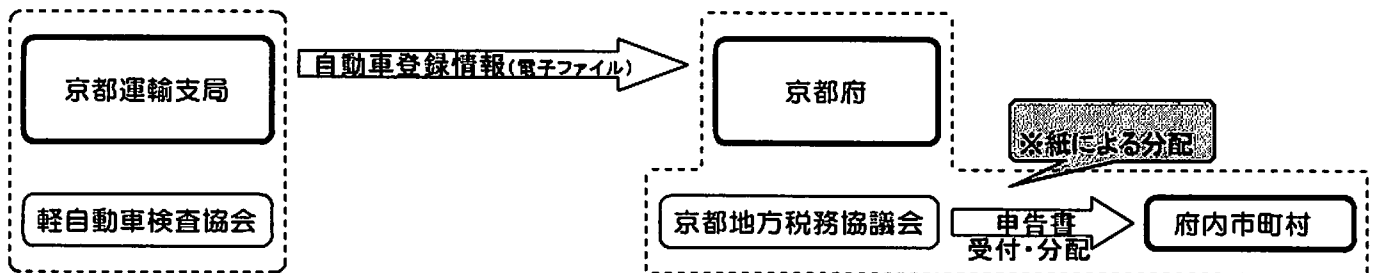
◇固定資産税関係（不動産取得税）

※固定資産の登記情報は国（法務局）が提供、価格等情報は市町村が提供、市町村には登記・価格等情報が集積。市町村と府の間では、法律上の市町村からの価格付き不動産取得申告書の送付に替え、登記済通知書等の提供、府による法務局調査の実施等による事務配分をするとともに、価格に関して新增築家屋に係る評価を分担。



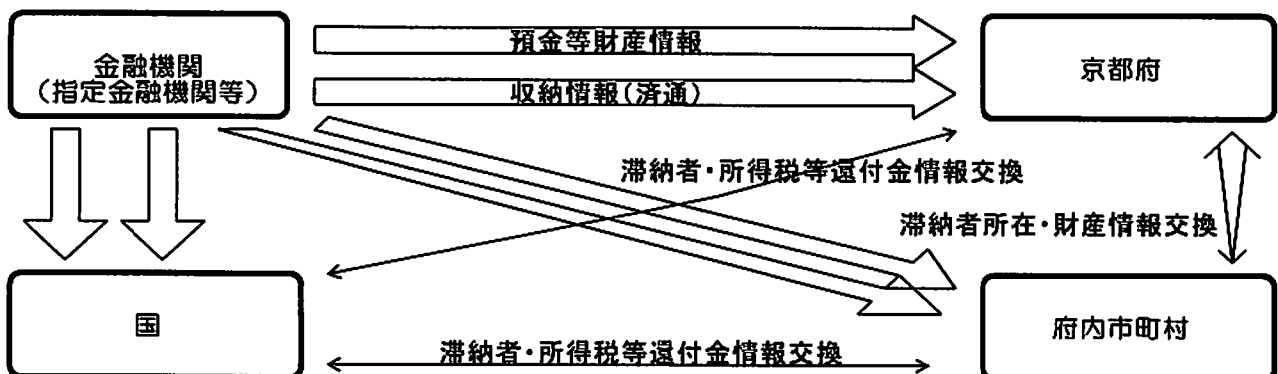
◇軽自動車税・自動車税関係

※自動車税の自動車登録情報は京都運輸支局から電子ファイルで提供。軽自動車税のうち軽自動車に係る申告は京都地方税務協議会で一括して受付され、紙ベースで市町村に分配。



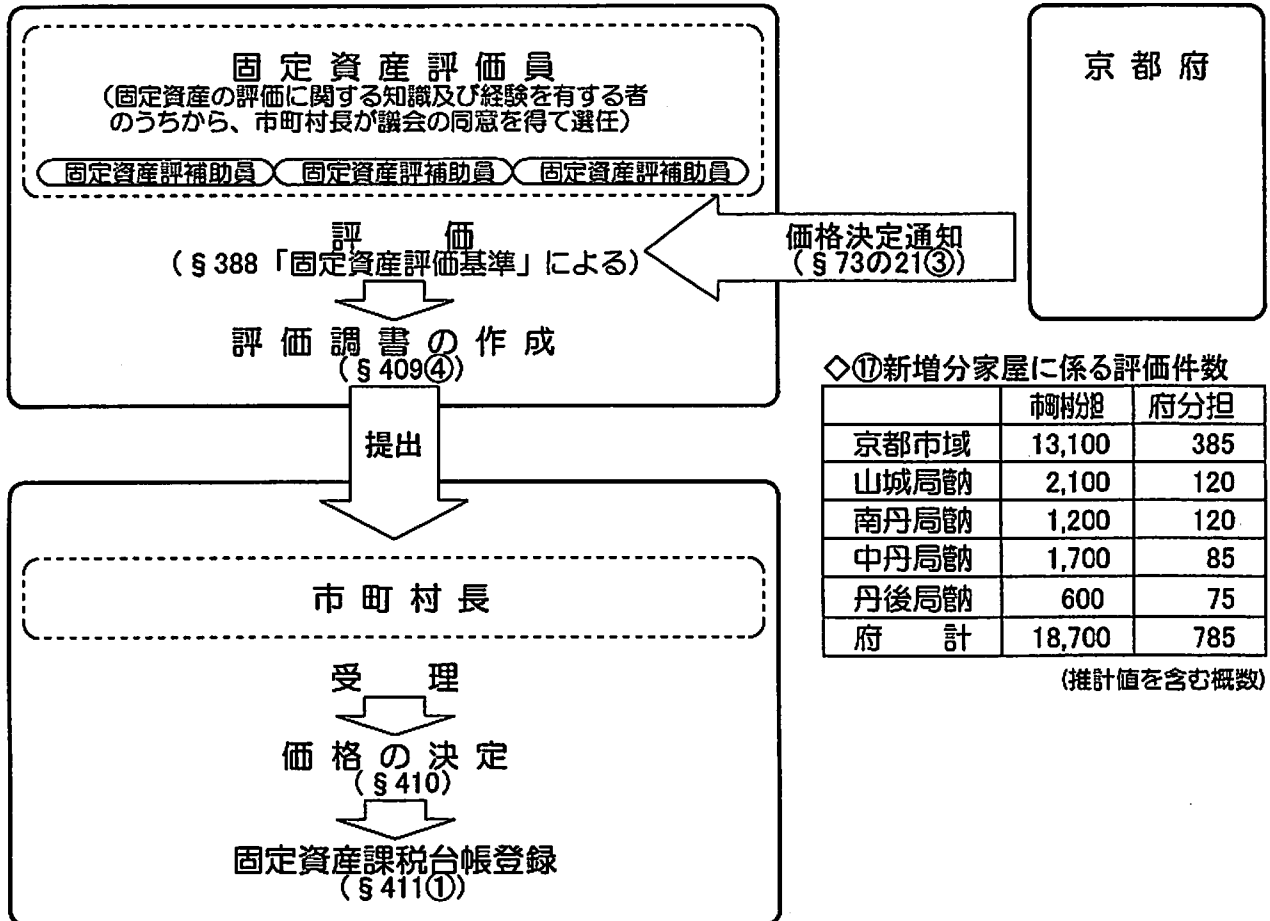
◇徴収関係

※国、自治体ごと、滞納者ごとの、個別的・具体的な情報提供・交換。金融機関が収納、財産調査に果たす役割が大きい。



固定資産の評価から価格決定まで

- ▷ 土地 … 各市町村が固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法により評価
- ▷ 家屋 … 府・各市町村が固定資産評価基準によって、新增分家屋のうち府が非木造の一部を、市町村が木造及び(府分担以外の)非木造を、分担して、再建築価格を基準に評価
(§ 73の21 価格登録されていない取得不動産は、府が固定資産評価基準により価格を決定)



◇⑩新增分家屋に係る評価件数

	市町村	府分担
京都市域	13,100	385
山城局納	2,100	120
南丹局納	1,200	120
中丹局納	1,700	85
丹後局納	600	75
府計	18,700	785

(推計値を含む概数)

◇⑪土地の評価総筆数及び平均価格(円/㎡)

	評価総筆数	平均価格
京都市	734,000	28,552
市計	1,722,000	4,941
町村計	477,000	3,299
府計	2,933,000	9,650


◇⑫新增分家屋の単位価格(円/㎡)

	木造家屋	訪専用住宅	非木造家屋
京都市	70,839	71,340	88,635
市計	61,324	63,367	67,354
町村計	57,651	58,785	59,247
府計	65,251	66,597	77,543

※ 共同化のポイント

- ①地域単位での評価業務の執行(統一的評価マニュアルの策定、専門性の育成等)
- ②地域単位or複数市町村単位での鑑定評価の発注
- ③評価業務のうちの補助的補完的業務(評価調書作成までの作業等)の外部委託化
- ④他税目に関する課税業務との時期的な業務配分の工夫

三税（国税・府税・市町村税）協力の主な内容

根 拠	内 容		
地方税法	所得 税 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ○個人府民税…市町村による徴収金の納付(§42)、徴収引継(§47)等 ○個人事業税…府による所得税申告書等の閲覧(§72の59) 	
	法 人 税 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ○法人府民税・事業税…国からの更正等による法人税額等の通知(§63) ○法人府民税 …府による法人税額等の通知(§63) ○固定資産税 …市町村による償却資産関係書類の閲覧 (§354の2) 	
	固定資産税関係	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税 …登記所からの表示登記の通知(§ 382) ○不動産取得税… <ul style="list-style-type: none"> ①府による固定資産課税台帳等の閲覧(§73の23) ②府による不動産の価格等の決定(§73の21) ③市町村による取得申告書等の送付並びに不動産の価格等の通知(§73の18、§73の22) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <p>市町村からの登記済通知書等の提供、府による移転登記申請書等の閲覧、市町村・府での新增築家屋評価の分担等により対応</p> </div>	
通 達	課 税 上 の 協 力	申告書の送付、受理等	<ul style="list-style-type: none"> ○納税相談会・申告説明会等の開催、申告書の受付事務、特別徴収（源泉徴収）義務者への給与支払報告書用紙の配布
		課税関係書類の閲覧等	<ul style="list-style-type: none"> ○法人住民税・事業税の課税上必要な法人税等関係書類の閲覧 (§63、7204902、325) ○個人住民税の課税上必要な配当所得支払調書等の閲覧 ○税務署からの、相続税・贈与税等国税の課税上必要な固定資産税等関係書類の閲覧 ○所得税申告書への住民税申告用様式の添付
		税務調査	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村による所得税失格者調査
		資料提供、情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村による不動産登記に関する資料の収集並びに税務署への通知 ○市町村による登録免許税等の課税上必要な不動産価格の登記所への通知(§ 423) ○市町村長による死亡通知書（死亡者所有固定資産税関係資料添付）の税務署長への送付（相続税の課税に協力） ○固定資産税評価と相続税・贈与税評価の資料（情報）交換
	徴 収 上 の 協 力	<ul style="list-style-type: none"> ○地区税務協議会等における大口困難滞納者、所得税等の還付金に関する情報交換 	
	広 報 上 の 協 力	<ul style="list-style-type: none"> ○地方団体の広報紙への国税関係記事掲載、税務署の行う租税教室等での地方税広報、税の無料相談 	
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○連携協調のための地区税務協議会等国税・地方税関係者による協議会の設置 	
参 考	<ul style="list-style-type: none"> ◇「地方税法」（昭和25年7月31日法律第226号） ◇「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」（昭和29年9月20日自乙府発第195号各知事あて自治庁次長通達） （昭和37年2月23日自治乙府発第2号各知事あて自治庁次長通達） （昭和57年12月1日自治税企第92号各知事あて自治省税務局長通達） （平成9年3月21日自治税企第10号各知事あて自治省税務局長通達）他 		

帳票の相違例

1 地方税法、国税徴収法等の法令で規定されている帳票

各団体ごとに微細な相違はあるが、そもそも法令で規定されているものであり、共同化に向けて統一する必要がある。

(例) 差押調書、差押書、差押通知書
交付要求書、交付要求通知書
参加差押書、参加差押通知書
公売公告、公売通知書
配当計算書

2 条例、規則等で規定されている帳票

各団体ごとにかなり相違がある。条例、規則等の改正は必要であるが、共同化に向けて統一する必要がある。

(例) 督促状
納付書
納税整理票
徴税吏員証

3 規定のない任意の帳票

各団体ごとに大きな相違がある。共同化に向けて統一する必要がある。

(例) 催告文書
納税誓約文書
財産調査文書

宛	名	番	号

納税整理票(甲)

取扱区分		姓音区分	
------	--	------	--

滞納者	住所	区	学区	財産所在地又は移転後住所	氏名
	業種	屋号	所属団体	電話	局番

整理分類	滞納税額の異動状況					担当者印	照合印
	年月日	摘要	滞納税額	収納済額	差引 滞納税額		
索引簿			円	円	円		
索引簿							
索引簿							
索引簿							
索引簿							
索引簿							

滞納整理票

氏名						TEL						納管人等氏名						滞納整理番号
現住所											送付先住所							
税目	整理番号	期別	課賦	調定税額	未納額	督促	延滞金	合計	納期限	分納区分	処分	備		考				
												標	識		番号			
合 計																		

滞納納付録

税目	年度	収入金額	納付日	税目	年度	収入金額	納付日	税目	年度	収入金額	納付日

自管 京都府 府税領収済通知書 (公)

加入者名	京都府指定金融機関 京都銀行本店
口座番号	01080-1-960013番
一般会計歳入	

合計金額	千	百	十	万	千	百	十	円

納税者
コンビニ収納用

(ご注意) 金額を訂正した場合、納付できません。

収納代行会社 (株)クオーク	取りまとめ郵便局 〒602-8794 京都府金事務所
-------------------	----------------------------------

領収日付印

(京都府/コンビニ収納用)

切り取らないで窓口にお出しください。ATMではお取扱いできません。

自管 京都府 府税納付書 (公)

加入者名	京都府指定金融機関 京都銀行本店
口座番号	01080-1-960013番
合計金額	
納付内容	
納税者氏名	
領収日付印	

(郵便局・金融機関/コンビニ収納用)

切り取らないで窓口にお出しください。ATMではお取扱いできません。

自管 京都府 府税領収証書 (公)

上記のとおり、領収しました。

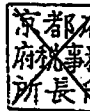
納期用	領収日付印	〈収入印紙不要〉
延滞金計算日		
コンビニでの取扱い用		

(01080-1-960013) (納税者保管)

自動車税納税証明書 (継続検査用)

次の自動車に係る自動車税(延滞金を含む)は、滞納がないことを証明します。

登録番号



有効期限

ご注意：京都府府税規則第8条に定める府納税機関の領収日付印又は同規則第11条の4第に定める証明印のないもの、若しくは登録番号に*印があるもの(領収日付印又は証明印があっても無効)は無効であり、使用できません。

領収日付印又は納税証明印

(納税者保管)

必ず切り取って裏面記載の納付場所にて納付してください。

領収控

第 号

主管課名	
納入者	様納
年度	
会計	
金額	

納付目的

納付期限 平成 年 月 日限り

上記の金額を領収しました。

領収印

指定金融機関
収納金融機関

(金融機関保管)

23

領収済通知書

第 号

主管課名	
納入者	様納
年度	
会計	
金額	

款

項

目

細目

細々目

節

細節

支出命令
番号

納付目的

納付期限 平成 年 月 日限り

収入役 様

上記の金額を領収しました。

指定金融機関
収納金融機関

領収印

(保管)

納入通知書
兼領収証書

第 号

主管課名	
納入者	様
年度	
会計	
金額	

納付目的

納付期限 平成 年 月 日限り

納付場所 役所
または裏面金融機関

上記金額を納付してください。

平成 年 月 日

上記の金額を領収しました。

領収印

収入役
指定金融機関
収納金融機関

(納付者保管)

領 収 書

通知番号			
住所			
氏名 様			
年度	年度	期(月)別	期(月)
町民税・府民税			円
固定資産税			円
軽自動車税			円
国民健康保険税			円
			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計			円
保育所保護者負担金 時間外保育保護者負担金			円
留守家庭児童会 保護者協力金			円
介護保険料			円

上記のとおり領収しました

助 役
指定金融機関
収納代理金融機関

領収日付印
見本

※この領収書は五年間保管してください。

納 入 済 通 知 書

通知番号			
住所			
氏名 様			
年度	年度	期(月)別	期(月)
町民税・府民税			円
固定資産税			円
軽自動車税			円
国民健康保険税			円
			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計			円
保育所保護者負担金 時間外保育保護者負担金			円
留守家庭児童会 保護者協力金			円
介護保険料			円

上記のとおり領収しましたから
通知します

助役様
指定金融機関
収納代理金融機関

領収日付印
見本

注意 1. 小切手にて受領したときは交換後効力を生じません。2. 本証書は一枚一徴収金に限ります。